

薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針

平成28年1月8日
薩摩川内市教育委員会

1 はじめに

薩摩川内市教育委員会では、平成22年12月、『薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する基本方針』（以下「第1次基本方針」という。）を策定し、この5年間において、保護者や地域住民の理解を得ながら学校再編を進めてきており、一定の成果を得ているところである。しかしながら、少子化等による児童生徒の減少は著しく、市街周辺部等においては極小規模化（1学年2～3名）が進行し、更なる学校再編を検討しなければならない状況にある。

文部科学省は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成し、1学年1学級以下の小・中学校は、少人数や複式学級等の教育上の課題が大きいとして「統合の適否を速やかに検討する必要がある。統合が困難な場合は小規模校のメリットを最大限生かす方策を積極的に検討、実施する必要がある。」と示した。

そこで、本教育委員会では、「児童生徒が学び合い・磨き高め合う教育環境づくり」、「小中一貫教育の効果的推進」という第1次基本方針の考えを継承し、学校や地域の現状や課題、今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、学校再編の「もとになる考え（基本方針案）」を作成した。そして平成27年5月から8月にかけて対象校区で説明会を開催し、保護者や地域住民の意見・要望を聴くとともに、地区コミュニティ協議会等を中心に、「未来を担う子供たちの教育環境としての学校はどうあるべきか」について話し合いを進めてもらうよう依頼したところである。

この度、対象校区のある程度まとまった意見・要望等をいただくことができたことから、これらを踏まえて再検討し、薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針（以下「第2次基本方針」という。）として提案するものである。

2 第2次基本方針の基本的な考え方

学校は、その地域の教育・文化の核であるとともに、住民にとって心のよりどころでもあり、学校が無くなることは寂しいという声もある。しかしながら、小規模校は、地域との関わりが深く、またきめ細かな指導ができるなどのよさがある反面、どうしても越えられない教育的課題も併せ持っており、それらの課題を解消し、学び合い・磨き高め合う教育環境に近づけていくためにも学校再編を進める必要がある。

学校再編に当たっては、次の基本的な考え方をもって進める。

- (1) 本市としての望ましい原則的な学校の標準
 - 小・中学校ともに、クラス替えが可能な1学年2学級以上
 - 地理的条件等からやむを得ず1学年1学級の場合でも、1学年当たりの児童生徒数は、小学校は少なくとも複式学級を解消する1学年10人以上、中学校は集団活動が可能な1学年20人以上
- (2) 学校再編は1学年1学級以下の小・中学校で現在複式学級がある学校、あるいは、近い将来複式学級になる可能性が高い学校を対象に検討する。
- (3) 甕島地域は、これまである程度の学校再編が進んだこと、教職員が家族で赴任する島しょ部であることなどから、地域の活性化・人口減少対策も重視しながら検討する。
- (4) 学校再編は、保護者や地域住民の十分な理解と合意をもって進める。

3 学校再編等の具体的な構想について

各地域における学校の再編等を次のように推進する。

(1) 川内地域－川内中央中、高江中校区

ア 高江中は平成30年4月を目標に、川内中央中への統合を推進する。

イ 平佐東小は当面現行どおりとする。ただし、今後の児童数の推移によっては統合先を含めて検討する。

ウ 川内小・峰山小・川内中央中は当面現行どおりとする。

エ 平佐西小は大規模校化の傾向にあるため、「平佐西小学校区の弾力化制度（川内小、平佐東小への校区外通学）」を推進する。なお、高江中の統合の後、この制度の校区外通学先として峰山小を加える。

(2) 川内地域－平成中校区

ア 陽成小は平成30年4月を目標に、高来小への統合を推進する。

イ 八幡小と城上小は当面現行どおりとする。ただし、今後の児童数の推移によっては、それぞれ統合先を含めて検討する。

ウ 平成中は当面現行どおりとする。

(3) 川内地域－川内北中、川内南中、水引中校区

亀山小・可愛小・育英小・川内北中、隈之城小・永利小・川内南中、水引小・水引中は当面現行どおりとする。

(4) 樋脇地域

樋脇小・市比野小・樋脇中は当面現行どおりとする。

(5) 入来地域

ア 朝陽小と大馬越小は平成30年4月を目標に入来小への統合を推進する。

イ 副田小と入来中は当面現行どおりとする。

(6) 東郷地域

東郷小・山田小・南瀬小・鳥丸小・藤川小は平成29年4月に統合し、学校の位置は東郷小とする。なお、平成31年4月に東郷中との一体型小中一貫校（義務教育学校）を開校する。

(7) 祁答院地域

大妻小・黒木小・上手小・藺牟田小・祁答院中は当面現行どおりとする。ただし、今後の児童数の推移によっては、統合を検討する。

(8) 里・上甗地域

ア 里小と中津小は当面現行どおりとする。

イ 里中と上甗中は当面現行どおりとする。ただし、今後の生徒数の推移によっては、統合を検討する。

(9) 下甗・鹿島地域

ア 手打小・長浜小は当面現行どおりとする。

イ 鹿島小は当面現行どおりとし、留学制度を継続する。

ウ 海陽中と海星中、休校中の鹿島中は今後の生徒数の推移や藺牟田瀬戸架橋完成後の状況等を勘案し、今後の在り方を検討する。なお、それまでの間、鹿島地区の生徒は海星中に通学する。

(10) その他

ア 特認校制度について

特例として藤川小のみ継続している特認校制度は平成28年度をもって休止する。小規模校への就学希望等は、「薩摩川内市立学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則」に基づき弾力的に対応する。

イ 学校再編後の通学方法について

学校再編後の通学方法については、スクールバスや路線バスを活用するなど、児童生徒の安全・安心を確保し、また、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないようにする。

ただし、平佐西小学校区の弾力化制度については自力通学とする。

ウ 閉校後の学校施設等の活用について

閉校後の施設等については、地域の活性化に生かされることを優先し、活用や管理の在り方等について地域の要望等を尊重しながら、今後協議していく。

エ コミュニティ・スクールの導入について

学校再編を行った学校等は、原則として、地域代表、保護者代表、学校関係者等による学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を組織し、新しい学校づくり、新しい校区づくりを進める。

オ 基本方針の位置付けと今後の学校再編の進め方

この基本方針は、児童生徒の学びの環境づくりを基本にした学校再編の指針であり、教育委員会の提案である。あくまでも、保護者や地域住民などの関係者との十分な協議による合意をもって進めることとし、可能な限り早期に実現できるよう進めていく。

- ① 基本方針の説明会は、原則として再編対象地域の中学校区単位を中心に行う。
- ② 再編対象地域は、保護者と地域合同による学校再編の協議を行い、地域の意向や要望等を教育委員会に報告する。
- ③ 学校再編についての要望が出された地域には、原則として、学校再編協議会等を設置し、具体的な協議を進める。

4 今後の学校再編と小中一貫校の方向性について

- (1) 前項で学校再編の目標年度や方向性を示していない場合も、地域・保護者の合意による申出があれば学校再編を検討していく。
- (2) 平成27年6月の学校教育法の改正により、小中一貫教育が制度化されたことから、東郷地域に平成31年4月に開校する一体型小中一貫校は義務教育学校としてスタートする。その他の地域についても、それぞれの地域の実状に応じた小中一貫校の在り方（連携型、一体型など）を今後も積極的に研究・検討していく。